

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 平成30年9月5日（水）  
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

## 議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 27 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 29 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 平成30年9月5日(水)
  2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室
  3. 農業委員の定数 14名
  4. 総会に出席した農業委員の数 12名
    - 2番 谷越 彦茂      3番 沖本 喜久雄      4番 野崎 努
    - 5番 小坂 芳夫      7番 石坂 誠一      8番 中山 修
    - 9番 徳本 久邦      10番 原 武雄      11番 関口 たず子
    - 12番 中田 登與志      13番 中島 悦子      14番 杉山 篤勇
  5. 総会に欠席した農業委員の数 2名
    - 1番 北田 直喜      6番 谷口 敬蔵
  6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 0名
  7. 議事録署名委員
    - 4番 野崎 努      5番 小坂 芳夫
  8. 総会に出席した職員
    - 事務局長 浦田 誠      庶務係長 五十嵐 孝
    - 主任 杉本 ゆき子      主事 高木 宣行
    - 主事 横田 悠介
- 

**【開 会：午後1時30分】**

杉山会長： それではただ今から平成30年度9月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、4番野崎委員、5番小坂委員にお願いいたします。

議案第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

横田主事： 議案第26号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

今月の申請は松倉地区の1件のみで面積が7,444㎡です。

それでは次のページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

**【議案第26号 議案書をもとに朗読】**

今回の申請は、いずれも農地法による各基準を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま  
す。事務局からの説明は以上です。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。  
それでは担当地区委員からの説明をお願いします。

中田委員： 地元の同意が必要なのではないかと。地元説明会はこのあと9月22  
日に予定にしているが、現時点では鹿熊地区の同意は取れていない。  
同意なしに許可をしても良いものなのか。

また、会社が取得されるとのことだが、農地所有の要件を満たし  
ているとは言い切れないのではないかと。本当に必要な日数の作業を  
行えるのか疑問が残る。

その点等も踏まえて、今回の許可は保留にできないか。

浦田事務局長： 地元の同意は農地法の許可要件ではありません。そのため書類が揃  
っている以上、申請は受理すべきと判断しました。しかし、申請  
者が所有権取得後も円滑な業務を行っていくためには地区の理解も  
必要であると思いますので、地元への説明ということは事務局から  
も強くお願いしております。

農地所有適格要件に疑問が残るという点につきましては、より詳  
細な作業計画を添付させる等、許可を保留にし、農地法に定める期  
間内において書類を補正させるという手段も考えられます。

杉山会長： それでは許可保留とし、詳細な調査の後再度審議することとした  
と思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第26号は許可保留といたします。  
議案第27号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意  
見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第27号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意  
見決定についてご説明します。5ページ目の説明概要をご覧ください。  
今月の4条申請は2件ございました。転用別内訳は、表のとおり  
で、地区別の内訳は経田地区2件、合計面積が790㎡です。それ

では6ページ目の総括表を読み上げてご説明いたします。

**【議案第27号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： では、担当確認委員の説明をお願いします。

徳本職務代理： 受付番号1番及び2番経田地区につきまして杉山委員ご説明願います。

杉山委員： 昭和の時代に先代の方がやったことであり、この際正しい手続きで是正したいということで、どうかよろしくをお願いします。

徳本職務代理： 地区担当委員から説明がありましたが、何かあればご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第27号は意見決定いたします。

議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。8ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は3件ございました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は松倉地区2件、天神地区1件、合計面積が24,505㎡です。それでは9ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

**【議案第28号 議案書をもとに朗読】**

受付番号1・2番の案件については議案第26号と一体の案件であるため、保留し補正。受付番号3番は、別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、す

すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： それでは担当地区委員の説明をお願いします。

中山委員： 隣に息子さんの家を建てるということで、隣接農地も全て〇〇さんの農地だということですので、特に問題はないかと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員からの説明が終わりました。  
本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

幅委員： 隣に息子さんの家を建てるということで、説明のとおり問題ないと考えております。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第28号は意見決定いたします。  
議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明を求めます。

杉本主任： 議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。魚津市長より平成30年8月29日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。13ページが総括表、14ページからが一覧表になります。今月の案件は、1議案11件で、すべて農協を通じて利用権設定を行う転貸であります。新規と再設定の内訳は、新規が2件11筆23,171㎡、再設定が9件31筆48,667㎡です。全て合わせると11件42筆71,838㎡です。  
以上の計画は、農用地の利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第29号は総括表記載のとおり決定いたします。

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

**【閉 会：午後3時10分】**

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

農地法第3条調査書

議案第26号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 横田 悠介
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は農地所有適格法人である。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請地は、耕作放棄地であり、本件の権利移転後は樹木の種苗の生産を行う。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。	しない

【別添】

## 農地法第4条調査書

議案第27号 受付番号1番

申請者		作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、富山地方鉄道経田駅から300m以内にある市街地化の進行した区域であることから第3種農地と判断します。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	申請地は昭和50年頃申請人の父が建築し、今後も一家4人が生活する一般住宅敷地として利用されます。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら一部を住宅敷地として無断転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に建築済みであるため新たに必要な資金はありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に建築済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は一般住宅を建築する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁が設けられており、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されています。生活排水は公共下水道を利用し、雨水排水については、隣接する市道側溝へ放流します。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第4条調査書

議案第27号 受付番号2番

申請者		作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、富山地方鉄道経田駅から300m以内にある市街地化の進行した区域であることから第3種農地と判断します。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	申請地は、自宅の隣接地であり、息子世帯が生活する一般住宅敷地として利用されます。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら一部を住宅敷地として無断転用していたことを反省し、始末書が添付されています。必要な資金については全額自己資金でまかなう計画ではありますが、資金を通帳の写しで確認しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに造成工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は一般住宅を建築する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁が設けられており、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されています。生活排水は公共下水道を利用し、雨水排水については、隣接する市道側溝へ放流します。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第28号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当せず、土地改良事業の対象区域ではない小集団規模（約4ha）の生産性の高くないその他の農地なので第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性なしです。	
転用目的	申請地は南西側に開けており日当たりも良いことから太陽光パネル4,320枚を並べ1,188kwの太陽光発電設備敷地として利用します。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、自己資金及び借入金でまかなう計画で、残高証明書及び融資可能証明書を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、太陽光発電設備敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は太陽光発電設備を設置する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	敷地内はクローバーを植栽し隣接地との境界には安定勾配で法面施工するとともに法面緑化を行い被害の及ばぬように十分配慮されています。生活排水は発生せず、雨水排水は周囲に排水路を設置し、末端下流域には沈砂池を設け泥分けを行った上で排水する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第28号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当せず、土地改良事業の対象区域ではない小集団規模（約4ha）の生産性の高くないその他の農地なので第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性なしです。	
転用目的	申請地は建設発生土のストックヤードとして、資材置場として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、すべて借入金でまかなう計画で融資可能証明書を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、資材置場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は資材置場として利用する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界には安定勾配で法面施工するとともに法面緑化を行い被害の及ばぬように十分配慮されています。生活排水は発生せず、雨水排水は周囲に排水路を設置し、末端下流域には沈砂池を設け泥分けを行った上で排水する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第28号 受付番号3番  
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね49haの一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	現在、実家で両親、祖母、叔母と妻と子どもで生活しておりますが、子どもの成長に伴い、手狭になってきたため、実家隣接地を一般住宅敷地として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、すべて借入金でまかなう計画で借入手続の案内を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、隣接宅地は、譲受人の土地であり、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は一般住宅を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、隣接する農地に被害の及ばぬように十分配慮し、生活排水は公共下水道を利用します。雨水排水は、隣接する排水路へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		